(仮称) 北区子ども条例の基本的な考え方(案) 令和5年7月 北 区

この「条例の基本的考え方」は、条例制定のための要旨となる事項を記載したものであ り、具体的な表記等は今後精査していきます。

条例文は、なるべく平易な言葉で子どもにもわかりやすい表現となるよう努めます。

◎条例制定の趣旨

北区では、3つの優先課題に「子育てするなら北区が一番」を掲げており、また、「北区教育・子ども大綱」及び「北区子ども・子育て支援計画」において、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益実現をめざすことを明記しています。

こうした中、貧困やいじめ、虐待等、子どもを取り巻く今日的な課題に対して、行政と家庭、 地域、学校、子どもの施設、民間事業者など、すべての区民が一体となり、子どもの育ちと子 育て家庭への支援を推進するとともに、すべての子どもが誰一人取り残されることなく、将来 への希望をもって、心身ともに健やかに成長できるよう、(仮称) 北区子ども条例を制定する こととします。

1 条例の全体構成

- (1) 前文
- (2) 総則(目的、基本理念、定義、各主体の役割)
- (3) 子育て、養育の支援
- (4) 子どもの安全、安心の保障
- (5) 子どもの意見表明、参加の支援
- (6) 自分らしさ、個性の尊重
- (7) 子どもの居場所作り
- (8) 子どもの権利擁護
- (9) 子どもの権利の普及
- (10) 権利委員会

2 条例の内容

(1)前文(盛り込む内容)

- ① 生命、生存、発達への権利
- ② 子どもの最善の利益の確保
- ③ 子どもの意見の尊重
- 4 子どもに対するあらゆる差別の禁止
- ⑤ 「児童の権利に関する条約」及び子どもの権利について

(2)総則部分

① 目的

• 「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づき、未来を担う子どもたちが誰一人取り残されることなく、自分の将来に夢と希望をもって健やかに成長できるよう子どもの権利を保障するとともに、保護者や地域、学校等子どもを取りまくすべての人々が、子どもの育ちを支援するまちを目指す。

② 基本理念

- 「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、子どもを権利の主体として尊重するとともに、「子どもの最善の利益」を最優先とする。
- すべての子どもが将来への夢と希望をもって健やかに成長できるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備する。

③ 定義

- 「子ども」とは区民および区に関する18歳未満の者をいう。ただし、本条例の適用を 認めることが適当な者も含む。
- 「保護者」とは、親、里親、その他親に代わり養育をする者をいう。
- 「区民等」とは、区内で学んだり、働いたり、活動したりしている区民、団体、事業者 のことをいう。
- •「育ち学ぶ施設及び団体等」とは保育所や幼稚園、学校、その他子どもが育ち、学び、 活動する施設及び団体をいう。

④ 北区の役割

- 区は、「児童の権利に関する条約」を踏まえ、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」をはじめとした、子どもの権利を尊重し擁護するための施策を推進すること。
- 区は、子どもの健やかな成長のため、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、必要な支援を行う。
- 区は、区民等の子どもや子育てを支援する活動を促進すること。
- ・区は、国、他の地方公共団体等と連携協力し、区外においても子どもの権利が保障されるよう努めること。

⑤ 保護者の役割

- 保護者は子どもの権利が保障されるよう 努めるとともに、子どもの年齢や成長に応じた 支援に努めること。
- (・保護者は、子どもの年齢や成長に応じた権利が保障されるよう努めること。)

⑥ 区民等の役割

区民等は地域において子どもの権利が保障されるよう努めるとともに、子どもが健やかに成長し子育てしやすい環境づくりに努めること。

⑦ 育ち学ぶ施設及び団体等の役割

・育ち学ぶ施設及び団体等の設置者及び職員は、その活動において子どもの権利が保障されるよう努めるとともに、家庭や地域との連携のもとで子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援に努めること。

(3)子育て、養育支援

① 子どもの育ちへの支援の保障

・保護者は、安心して子育てができるよう子どもの健やかな育ちのため、区等からの必要 な支援を受けることが保障されること。

② 養育環境の保障

・保護者が良好な家庭環境の中で子どもを養育できるよう、区等は必要な支援を行うよう 努めること。

(4)子どもの安全、安心の保障

① 子どもの成長と安心の保障

・子どもは、安心して過ごせる環境のもとで育まれ成長していく権利及び、あらゆる暴力 や差別から守られ安心して生きる権利が保障されること。

② 虐待、体罰等の禁止

- ・虐待、体罰など子どもの権利侵害をしてはならないこと。
- 子どもは権利が守られないとき、保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体など大人に助けを求めることができること。
- •区は、虐待や体罰など子どもの権利侵害の防止と救済のために必要な措置を講ずること。

③ 子どもが安全、安小に暮らせる環境づくり

・区は保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等など関係機関と連携のもと、子どもが安心して安全に暮らすことのできる環境づくりに努めること。

④ 子どもの貧困の防止

・区は、すべての子どもが誰一人取り残されることなく、健やかに育ち、学ぶことができるよう、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等など関係機関と協力のもと、子どもの貧困の

防止に総合的に取り組むこと。

⑤ いじめその他の権利侵害の防止

•区、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等は、子どもがいじめその他の権利の侵害を受ける ことなく、安心して生活することができるよう努めること。

(5) 子どもの意見表明、参加の支援

① 子どもの意見の尊重と参加

子どもは、家庭、育ち学ぶ施設及び団体等、地域など生活におけるあらゆる場面において、その意見が尊重され、参加する権利が保障されること。

② 子どもの意見反映、参加の仕組みづくり

• 区、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は、区政、地域活動、育ち学ぶ施設及び 団体等の運営において子どもの意見反映、参加に努めること。

(6) 自分らしさ、個性の尊重

• 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、また相互に尊重しあうことで、誰一人取り残されることなくその権利が保障されること。

(7) 子どもの居場所づくり

- 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は、子どもが安心して安全に遊び、学び、活動するために必要な居場所作りの推進に努めること。
- 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は子どもの身近な生活の場において、居場所が確保されるよう努めること。

(8)子どもの権利擁護

① (仮称)子どもの権利擁護委員の設置

- 区は、子どもの権利侵害等について適切かつ迅速に処理するため速やかな救済を図るため「(仮称)子どもの権利擁護委員」を置くこと。
- •「(仮称)子どもの権利擁護委員」は、人格が優れ、子どもの権利に理解と識見を有する 者のうちから区長が委嘱すること。
- 委員は3人以内とすること。
- ・任期は2年とし、再任を妨げないこと。
- ・ 守秘義務を課すこと。

② 「(仮称) 子どもの権利擁護委員」の職務等

- ・独立して職務を行うこと。ただし、必要に応じて合議を行うこと。
- 子どもの権利侵害の相談、その改善や救済、回復のための助言や支援を行うこと。
- 子どもの権利侵害の申立てを受け、事実関係の調査、調整を行うこと。

- ・判明した子どもの権利侵害に対して、必要と認められる場合、権利の回復に向けて、 侵害した機関等に対して、是正の要請等を行うこと。
- 毎年の活動状況を区長に報告し、公表すること。
- 区は、「(仮称) 子どもの権利擁護委員」の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的に協力すること。
- ・保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は、「(仮称)子どもの権利擁護委員」 の職務の遂行に協力するよう努めること。

(9) 子どもの権利の普及

- ・区は、保護者や区民等に対して、条例に定められた子どもの権利について、周知や学習の機会を設けるなどして、普及啓発に努めること。
- ・区は、子どもにかかわる施設等において、この条例に定められた子どもの権利が保障されるよう普及啓発に努めること。
- 区は、児童虐待に係る通告について、地域や子どもにかかわる施設と連携して広報及び 啓発活動を行うこと。

(10) 子どもの権利委員会

①北区子どもの権利委員会の設置

- 区は、この条例に基づく施策を検証するために、区長の附属機関として北区子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)を設ける。
- ・権利委員会は、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。
- ・権利委員会の委員(以下「委員」といいます。)の任期は、2年とし、補欠委員の任期 は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- •区長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合又は職務上の 義務違反その他委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くこ とができる。
- 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

②権利委員会の職務

- ・権利委員会は、次に掲げる職務を行います。
 - (1)区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について、調査及び審議をすること。
 - (2)権利擁護委員からの報告について、調査及び審議をすること。
 - (3) 前各号の調査及び審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること。

③会長及び副会長

- 権利委員会に会長及び副会長を置く。
- ・会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

- ・会長は、権利委員会を代表し、会務を総理する。
- ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4招集等

- ・権利委員会は、会長が招集する。
- 権利委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- ・権利委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

⑤庶務

• 権利委員会の庶務は、子ども未来部において処理する。

「(仮称) 北区子ども条例 アンケート (案)」の実施について

1 対 象

- (1)区立小中学校の児童・生徒(小学生は4年生以上)
- (2)区内私立小中学校の児童・生徒(小学生は4年生以上)
- 2 実施時期 令和5年7月19日(水)~9月15日(金)
- 3 聴取方法
- (1)公立校: GIGA スクール端末を活用した選択式(一部記述式)アンケート
- (2) 私立校: 先方の都合に合わせて、紙またはグーグルフォームにて聴取

4 質問項目

- (1) 一番幸せを感じるのは、どんなときか
- (2)盛り込むべき権利(選択式)
- (3) 条例の前文について
 - スタイル (選択式)
 - ・キーワード (自由に)
- (4) 条例の名称について(選択式)
- (5) 条例についての自由意見



5 北教子子第 1 9 9 8 号 令 和 5 年 7 月 1 3 日

区内各小中学校長 様

子ども未来部 参事 髙木 俊茂 (公印省略)

「(仮称) 北区子ども条例」に関する意見募集について(依頼)

日頃から、当課の事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度に続き、令和5年度においても小学4~6年生の児童及び中学1~3年生の生徒を対象として「(仮称) 北区子ども条例」に関する GIGA スクール端末を用いたアンケート調査を実施します。

昨年同様、別添「配付資料」を児童・生徒に配付していただいたうえで、児童及び生徒が各々二次元バーコードを GIGA スクール端末で読み込み、設問へ回答する方法で行います。

多くの子ども達から意見を聴きたいと考えております。ご多忙のところお手数をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

【意見募集期日】 令和5年7月19日(水)~令和5年9月15日(金)

<問い合わせ先> 子ども未来課 小泉・梅村 電話 3908-9097



北区の子ども条例案を 考えています

条例の主役となる

皆さんの意見をぜひきかせてください。

※条例って何?…東京都北区で決められるルールのことです。

選んで答える質問が多いので、 あまり時間をかけずにできます。 分かるところだけでよいです。









グラスト か 参加する権利

ご意見は、学校より貸与されているGIGAスクール端末で右側2次元コードにアクセスし、お答えください。わかるところだけでよいです。



【意見募集期間】令和5年7月19日(水)~9月15日(金)

【ご意見の募集に関するお問い合わせ】

※ 北区立中学校の生徒の皆さんへ ※

北区の子ども条例案を 考えています

条例の主役となる

皆さんの意見をぜひきかせてください。

※条例って何?…東京都北区で決められる法形式のことです。

選んで答える質問が多いので、 あまり時間をかけずにできます。 分かるところだけでよいです。











別する権利

ご意見は、学校より貸与されているGIGAスクール端末で 右側2次元コードにアクセスし、お答えください。 わかるところだけでよいです。



【意見募集期間】令和5年7月19日(水)~9月15日(金)

【ご意見の募集に関するお問い合わせ】

北区教育委員会事務局 子ども未来部子ども未来課 ☎03-3908-9097

小学生向け

「北区子ども条例」について考えよう

子どもは社会の一員です。子どもはたくさんの権利を持っています。子どもだけが持つ権利もあります。子どもの権利が大切にされ、みんなが幸せにくらせるよう、北区のルール「北区子ども条例」をつくろうとしています。みんなの意見を教えてください。この条例は、国と国の約束事である「子どもの権利条約」をお手本に作ります。令和5年9月15日までに、次の質問に答えてください。わからない質問は回答しなくてよい

kitboa078@city-kita.ed.jp ユ ☆ 共有なし	アカウントを切り替える	
* 必須の質問です		
あかたの学年を教えてく	ださい *	

0	4 年生
\bigcirc	5 年生

です。

6年生

問1:あなたが一番幸せを感じるのは、どんな時ですか? 例えば、寝(ね)る前に楽しかったこと・嬉(うれ)しかったことを思い出すと したら、どんなことですか?

回答を入力



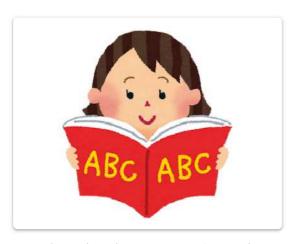
問2:子どもの権利には、次のようなものがあります。あなたにとって大切だと思う子どもの権利を次の中から3つまで選んでください。(1つだけ、2つだけでもよいです)



ゆったりと安心できる場所で休み、自由にすごす時間をもつことができる権利



まわりの大人に悩(なや)んでいる
ことや困っていることを相談できる権利



□ 自分が学びたい通り学ぶことができる権利



様々な文化やアート、スポーツなど が楽しめ、自己表現ができる権利



□ プライバシーが大事にされる権利



失敗してもやり直すことができる権利



○●○問2のさんこう(ここは回答しなくてよいです)●○● 選んでもらった権利以外で、いま、条例にふくめたいと考えている子どもに関する権利を

1. 子どもの安心・安全

しょうかいします。





2. 子どもの意見表明・参加



3. いじめ対応









6. 子どもの安心できる場所



7. 子どもの貧困防止





「北区子ども条例」について考えよう

kitboa078@city-kita.ed.jp アカウントを切り替える

共有なし



問3:前文(ぜんぶん)について

条例の前文についての質問です。

前文とは、条例の一番はじめにくるもので、条例の基本的(きほんてき)な考え方や大事にしたいことを表す部分です。

- (1) 前文はどのような「書き方」だと、条例が自分のためのものだと思いますか?次のア〜エから1つえらんでください。(工をえらんだ方は、あなたの意見の記入もおねがいします。えらべない、わからない場合は、オをえらんでください)
- ア. 北区の気持ちを区民へ伝える文章形式
- イ. 子ども・大人・区・それぞれからの宣言
- ① ウ. 子どもたちからのメッセージ
- エ. その他
- オ. えらべない/わからない

選択を解除



ア、北区の気持ちを区民へ伝える文章形式

子どもは、生まれたときから、人種や性別、障害や病気のある、なしなどにかかわらず、一人の人間として大切にされるかけがえのない存在です。一人ひとりがさまざまな個性や能力を持ち、誰(だれ)もが大きな夢を抱(いだ)き、未来への可能性が開かれています。

すべての子どもは、保護者や多くのおとなの愛情のもとで、安心して育ち、遊び、 学び、暮らしていくことができます。そのために、おとなは、お互(おたが)いに力 を合わせ、子ども自身が成長する力を認めるだけでなく、子どもの思いや意見をしっ かりと受け止め、一緒(いっしょ)に考え、子どもの育ちを支えていきます。

区は、児童の権利に関する条約の考えをもとに、すべての区民が力を合わせ、まち全体で子どもの育ちを支え、すべての子どもにとって最もよいことが実現できるまちづくりを進めることを宣言し、この条例を定めます。

(例:「江戸川区子ども条例」の前文を参考)

イ. 子ども・大人・区・それぞれからの宣言

<子どもから大人へのメッセージ>

- 1. 私たち子どもが困ったときは、きちんと相談にのってください。
- 2. 私たち子どもは、ひとりひとり、やりたいことできることが違(ちが)います。 それぞれの状況(じょうきょう)を考慮(こうりょ)したうえで、成長のための支援 (しえん)をするようにしてください。

<大人から子どもへのメッセージ>

- 1. 私たち大人は、子どもたちを1人の人として尊重します。
- 2. 私たち大人は、子どもたちが、支援が必要な存在と認識し、常にあらゆる場面で 手厚く必要な支援を行っていきます。

(例:北区策定「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」を参考)



ウ. 子どもたちからのメッセージ

北区は子どもの権利条約に基づき、区民とともに、子どもの最善の利益を尊重する 社会の実現を目指し、この条例を定めます。そして、次に掲(かが)げる子どもたち のことばが実現できるまちを目指します。

「わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができます。

(略)

わたしたちは、自分自身のことを大切に思い、幸せを感じられるよう、これらのことを願います。

そして、これらの願いが届くようなまちであることを望みます。」

(例:「武蔵野市子どもの権利条例」の前文を参考)

問3(1)で「エ. その他」をえらんだひと

意見を記入ください

回答を入力

戻る

次へ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 東京都北区教育委員会 内部で作成されました。 不正行為の報告



「北区子ども条例」について考えよう

kitboa078@city-kita.ed.jp アカウントを切り替える

共有なし



(2) 条例の前文について、2つ目の質問です。

前文とは、条例の一番はじめにくるもので、条例の基本的(きほんてき)な考え方や大事にしたいことを表す部分です。

あなたは、前文に、どんな文言やキーワード、文章などがあったら良いと思いますか。

戻る

次へ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 東京都北区教育委員会 内部で作成されました。 不正行為の報告



「北区子ども条例」について考えよう

kitboa078@city-kita.ed.jp アカウントを切り替える

共有なし



問4:条例のなまえ

条例の名前は、次のア〜ウのどれがよいと思いますか?1つ選んでください。

- ア. 「権利(けんり)」という言葉をふくんだもの(例:「北区子どもの権利条例」「北区子どもの権利を守る条例」)
- イ. 「未来(みらい)」という言葉をふくんだもの(例:「北区こども未来条例」 「北区未来に羽ばたくこども条例」)
- ウ.「幸せ(しあわせ)」という言葉をふくんだもの(例:「北区こどもの幸せ条例」「北区こどもの幸せを守る条例」)
- エ. えらべない/わからない

選択を解除

戻る

次へ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 東京都北区教育委員会 内部で作成されました。 不正行為の報告



中学生向け

「北区子ども条例」について考えよう

子どもは社会の一員です。子どもはたくさんの権利を持っています。子どもだけが持つ権利もあります。子どもの権利が大切にされ、みんなが幸せにくらせるよう、北区のルール「北区子ども条例」をつくろうとしています。この条例の主役であるみんなの意見を教えてください。この条例は、国と国の約束事である「子どもの権利条約」をお手本に作ります。

令和5年9月15日までに、次の質問に答えてください。わからない質問は回答しなくてもよいです。

kitboa078@city-kita.ed.jp アカウントを切り替える □ 共有なし ○
* 必須の質問です
あなたの学年を記入してください。 *
✓ 1年生
□ 2年生
□ 3年生

問1:あなたが一番幸せを感じるのは、どんな時ですか? 例えば、寝る前に楽しかったこと・嬉しかったことを思い出すとしたら、どんな ことですか?

あ



問2:子どもの権利には、次のようなものがあります。あなたにとって大切だと 思う子どもの権利を次の中から3つまで選んでください。(1つだけ、2つだけでも よいです)



ゆったりと安心できる場所で休み、自由にすごす時間をもつことができる権利



まわりの大人に悩(なや)んでいる ことや困っていることを相談できる 権利



自分が学びたい通り学ぶことができ る権利



様々な文化やアート、スポーツなど が楽しめ、自己表現ができる権利



✓ プライバシーが大事にされる権利



失敗してもやり直すことができる権利



○●○問1の参考(回答は不要です)●○●

下記は、今、北区で条例にふくめたいと考えている子どもに関する権利です。参考までにご紹介します。

1. 子どもの安心・安全





2. 子どもの意見表明・参加



3. いじめ対応









6. 子どもの安心できる場所



7. 子どもの貧困防止





「北区子ども条例」について考えよう

kitboa078@city-kita.ed.jp アカウントを切り替える

共有なし



* 必須の質問です

問3:前文についての質問

条例の前文についての質問です。

前文とは、条例の一番はじめにくるもので、条例の基本的な考え方や大事にしたいことを 表す部分です。

- (1) 前文はどのような「書き方」だと、条例が自分のためのものだと思いますか?次のア〜オから1つえらんでください。(工を選んだ方は、あなたの意見の記入もおねがいします。選べない、わからない場合はオを選んでください)
- ア. 北区の気持ちを区民へ伝える文章形式
- イ. 子ども・大人・区・それぞれからの宣言
- 〇 ウ. 子どもたちからのメッセージ
- エ. その他
- オ. 選べない/わからない

選択を解除



ア、北区の気持ちを区民へ伝える文章形式

子どもは、生まれたときから、人種や性別、障害や病気のある、なしなどにかかわらず、一人の人間として大切にされるかけがえのない存在です。一人ひとりがさまざまな個性や能力を持ち、誰(だれ)もが大きな夢を抱(いだ)き、未来への可能性が開かれています。

すべての子どもは、保護者や多くのおとなの愛情のもとで、安心して育ち、遊び、 学び、暮らしていくことができます。そのために、おとなは、お互(おたが)いに力 を合わせ、子ども自身が成長する力を認めるだけでなく、子どもの思いや意見をしっ かりと受け止め、一緒(いっしょ)に考え、子どもの育ちを支えていきます。

区は、児童の権利に関する条約の考えをもとに、すべての区民が力を合わせ、まち全体で子どもの育ちを支え、すべての子どもにとって最もよいことが実現できるまちづくりを進めることを宣言し、この条例を定めます。

(例:「江戸川区子ども条例」の前文を参考)

イ. 子ども・大人・区・それぞれからの宣言

<子どもから大人へのメッセージ>

- 1. 私たち子どもが困ったときは、きちんと相談にのってください。
- 2. 私たち子どもは、ひとりひとり、やりたいことできることが違(ちが)います。 それぞれの状況(じょうきょう)を考慮(こうりょ)したうえで、成長のための支援 (しえん)をするようにしてください。

<大人から子どもへのメッセージ>

- 1. 私たち大人は、子どもたちを1人の人として尊重します。
- 2. 私たち大人は、子どもたちが、支援が必要な存在と認識し、常にあらゆる場面で手厚く必要な支援を行っていきます。

(例:北区策定「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」を参考)



ウ. 子どもたちからのメッセージ

北区は子どもの権利条約に基づき、区民とともに、子どもの最善の利益を尊重する 社会の実現を目指し、この条例を定めます。そして、次に掲(かが)げる子どもたち のことばが実現できるまちを目指します。

「わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができます。

(略)

わたしたちは、自分自身のことを大切に思い、幸せを感じられるよう、これらのことを願います。

そして、これらの願いが届くようなまちであることを望みます。」

(例:「武蔵野市子どもの権利条例」の前文を参考)

問3(1)で「その他」をえらんだ場合はこちらに記入してください

回答を入力

(2) 条例の前文について、2つ目の質問です。

前文とは、条例の一番はじめにくるもので、条例の基本的(きほんてき)な考え 方や大事にしたいことを表す部分です。

あなたは、前文に、どんな文言やキーワード、文章などがあったら良いと思いますか。

あ

戻る

次へ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 東京都北区教育委員会 内部で作成されました。 不正行為の報告



「北区子ども条例」について考えよう

kitboa078@city-kita.ed.jp アカウントを切り替える

共有なし



問4:条例の名称

条例の名前は、次のア〜ウのどれがよいと思いますか?1つ選んでください。選べない、わからない場合は「工」を選んでください。

- ア. 「権利(けんり)」という言葉をふくんだもの(例:「北区子どもの権利条例」「北区子どもの権利を守る条例」)
- イ. 「未来(みらい)」という言葉をふくんだもの(例:「北区こども未来条例」 「北区未来に羽ばたくこども条例」)
- ウ.「幸せ(しあわせ)」という言葉をふくんだもの(例:「北区こどもの幸せ条例」「北区こどもの幸せを守る条例」)
- エ. 選べない/わからない

戻る

次へ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 東京都北区教育委員会 内部で作成されました。 不正行為の報告



「北区子ども条例」について考えよう

kitboa078@city-kita.ed.jp アカウントを切り替える

共有なし



問5:自由意見

そのほか意見がありましたら、教えてください。

回答を入力

戻る

送信

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 東京都北区教育委員会 内部で作成されました。 不正行為の報告



条例に関して子ども・子育て支援計画部会及び未来応援部会で出された 主なご意見

1. 基本的考え方に関して

(未来応援部会)

- •仮称)子どもの権利擁護委員の設置の部分で、「区は、子どもの権利侵害等に ついて適切かつ迅速に処理するため・・・」の部分は事務的に過ぎるので、たと えば「速やかな救済を図る」等の表現に変更をお願いしたい。
- ・保護者の役割の部分で、「保護者は子どもの権利が保障されるよう努めるとともに、子どもの年齢や成長に応じた支援に努めること。」とあるが、「支援に努める」のは保護者というより、それに代わる存在などの場合に充てるのが適当な語句なのではないか。
- 権利擁護委員等の委員定数を表示してほしい。

2. アンケートに関して

(計画策定部会)

- ・回答時間の目安を表示すべき
- 分からないところは飛ばしても良い旨<u>を表示したほうがよい。</u>
- <u>・もっとも重要だと思う権利の番号を問う設問は、冒頭に「あなたにとって」と</u>いう語句を追加してほしい。
- •「必ず盛り込む了つの権利」「それに加えて了つの権利を検討中」ということを、 分かり易く表現してほしい。
- ・子ども家庭庁が行う「こども若者★いけんぷらす」での子どもの意見の集め方は非常に工夫されている。YouTube のショート動画で呼びかけるなど参考になる取組みだ。
- 区内の私立学校に対しても実施してほしい。
- •「あなたが一番幸せを感じるのは、どんな時ですか?」という設問への賛同意 見(複数)
- ・そのほか、アンケート内容が改善されていることへの賛同意見(複数)

(未来応援部会)

- ・条例の名称は、内容を端的に表す語句として「権利」を用いるべきだ。子ども たちは「未来」や「幸せ」の選択肢をイメージで選んでしまう。
- ・子どもにこういう(条例の名称)ことを聞いていいのか。大事なのは未来とか、 言葉の響きではなく、実際に困っている者の権利を救済するということ。 よって「権利」条例の名称に権利をいれるべき。子どもに聞くべきではない。
- ・子どもの意見表明を大事にするというのは、子どもの内心をきくことだ。条例 の名前について人気投票すべきではい。
- それでも実施するなら、「エ わからない」を加えるべき。
- ・子どもたちに聞くことは重要だが、言葉だけを比べると、いいイメージに流される。条例の名前は、端的に内容を表している「権利」でよいのではないか。
- ・数で決めるわけではないなら良い。関心をもってもらうため、という話はわか る。
- アンケートの回収率の改善について
- 大切と思う権利は「3つ」など個数を指定して聞く必要はない。

3. そのほか

(計画策定部会)

・この会議は提言する場であって、たとえば家庭という言葉を使うかどうかについても、最終決定するのは議会であるということは承知している。我々の意見については議員にお伝えいただくとして、議会で決めていただければ問題ないと考えている。